

付帯構造物設置工（積算編）

秋田県ICT活用モデル工事（付帯構造物設置工）実施要領（積算編）

1. 適用範囲

1-1 本資料は、3次元設計データを活用した付帯構造物設置工（以下、付帯構造物設置工（ICT））に適用する。なお、付帯構造物設置工（ICT）については、掘削（ICT）、路体（築堤）盛土（ICT）、路床盛土（ICT）、法面整形（ICT）と同時に実施する場合に適用できるものとする。

1-2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 適用工種

コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）、（コンクリートブロック張）、
（連節ブロック張）、（天端保護ブロック）

緑化ブロック工

石積（張）工

側溝工（プレキャストU型側溝）（L型側溝）（自由勾配側溝）

管渠工

暗渠工

縁石工（縁石・アスカーブ）

基礎工（護岸）（現場打基礎）

基礎工（護岸）（プレキャスト基礎）

海岸コンクリートブロック工

コンクリート被覆工

護岸附属物工

3. 3次元設計データの作成費用

3次元設計データの作成を必要とする場合に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

秋田県ICT活用モデル工事（付帯構造物設置工）実施要領（実施編）の出来形管理に、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う工種の該当がなく、3次元出来形管理及び3次元データ納品を行う経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

附 則(令和2年9月8日技管-296)

この実施要領は、令和2年10月1日から施行する。